

特定小規模施設(特定施設)

消防法令研究会

今回は、最近行われた法令改正により新たに登場した「特定小規模施設(特定施設)」について解説する。

1 令別表の見直し等による防火安全対策の強化

大きな被害を伴う火災が発生する等の機会に、令別表の見直しが行われてきていることは前回の解説で述べたが、それに伴い、新たに位置付けられた用途に対する防火安全対策の強化も図られている。

前回の解説で取り上げた用途は、大きく三つ(①新たな形態の風俗店等、②老人福祉施設等、③カラオケボックス等)であるが、今回はタイトルとした「特定小規模施設(特定施設)」に係る②及び③についてどのような防火安全対策が講じられているか整理してみたい。

2 小規模福祉施設に係る防火安全対策の強化

平成18年1月に発生した長崎県大村市認知症高齢者グループホーム火災を契機として、消防法令が改正され(「消防法施行令の一部を改正する政令(平成19年6月13日公布政令第179号)以下「19年政令」という。)、消防法施行規則の一部を改正する省令(平成19年6月13日公布総務省令第66号)等)、以下のように老人福祉施設等(令別表第一(6)項口に掲げる防火対象物)に対する規制の見直しが行われた。

①消防計画の作成、防火教育、訓練等を行う防火管理者の選任基準

収容人員30人以上 ⇒ 10人以上に拡大(令第1条の2第3項第1号イ)

②消火器の設置基準

延べ面積150㎡以上 ⇒ 全ての施設に拡大(令第10条第1項第1号)

③(簡易な)スプリンクラー設備の設置基準

延べ面積1000㎡以上 ⇒ 275㎡以上に拡大(令第

12条第1項第1号)

④自動火災報知設備の設置基準

延べ面積300㎡以上 ⇒ 全ての施設に拡大(令第21条第1項第1号)

⑤消防機関へ通報する火災報知設備の設置基準

延べ面積500㎡以上 ⇒ 全ての施設に拡大(令第23条第1項第1号)

これらの改正は、上記火災を受けて設置された検討会(「認知症高齢者グループホーム等における防火安全対策検討会(委員長:室崎益輝独立行政法人消防研究所理事長(当時))」以下「検討会1」という。)の報告書(平成18年3月29日)を踏まえたものであるが、新たに設置が必要とされた消防用設備等については、同報告書において以下のような記述が添えられていた。

○スプリンクラー設備

可燃性の家具、調度類等の量が一般住宅と同程度であること、各居室も一般住宅と同程度の面積を有すること、建物規模が小さいこと等の認知症高齢者グループホームの特性に加え、事業主の経済的負担を考慮すれば、一定の防火安全性能が認められる範囲で、スプリンクラー設備に代えて水道の水圧により自動的に放水することができる住宅用スプリンクラー設備の設置を認めることが適当である。

○自動火災報知設備

対象物全体の規模が小さいことや各居室があまり広くないこと等認知症高齢者グループホームの特性を考慮すれば、自動火災報知設備に代えて住宅用火災警報器を活用することも考えられる。

○各設備共通

事業主にとって過大な経済的負担とならないように一定の性能を確保しつつ安価なシステムが構築できるように努力する必要がある。

このような内容も含め、検討会1の報告書の中には、消防用設備等について、規制の対象となる施設が小規模であることを踏まえた対策が必要との記述が多く見られたが、その具体的な内容を検討するため、平成19年4月に総務省消防庁に「小規模福祉施設に対応した消防用設備等に関する検討会（委員長：須川修身 諏訪東京理科大学システム工学部教授）以下「検討会2」という。」が設置され、平成20年2月までの約1年間検討が行われた。

- ※ 検討会2には以下の4つの部会も併せて設置された。
- ・小規模社会福祉施設に対応したスプリンクラー設備評価基準策定グループ
 - ・加圧送水装置の技術基準・試験方法検討グループ
 - ・小規模社会福祉施設に対応した自動火災報知設備基準検討グループ
 - ・小規模社会福祉施設に対応した消防機関に通報する火災報知設備基準検討グループ

3 カラオケボックス等に係る防火安全対策の強化

平成19年1月に発生した兵庫県宝塚市カラオケボックス火災を契機として、消防法令が改正され（「消防法施行令の一部を改正する政令（平成20年7月2日公布政令第215号）」、「消防法施行規則の一部を改正する省令（平成20年7月2日公布総務省令第78号）」、カラオケボックス等（令別表第一(2)項ニに掲げる防火対象物）については、全ての施設に自動火災報知設備の設置が必要とされることとなった。

カラオケボックス等に係る防火対策については、「予防行政のあり方検討会（委員長：平野敏右 千葉科学大学学長（当時））において検討されたが、平成19年12月26日にまとめられた同検討会の中間報告書には以下のような記述がある。

- カラオケボックス及び複合カフェについては、その構造・設備、利用形態等により、火災時の逃げ遅れによる人命危険性が大きいことから、施設の規模によらず自動火災報知設備の設置対象とすることが必要である。この場合において、新たに設置対象となる小規模な施設については、その実情に即した仕様・性能を有する自動火災報知設備に関する基準を整備することが適当である。

4 各施設の実態等に応じた消防用設備等

検討会2の報告書は、平成20年2月に公表されたが、各設備に係る主な提言としては次のようなものがあつた。

（特定施設水道連結型スプリンクラー設備）

- ① スプリンクラーヘッドは、小水量での放水特性やこれに相応した形状・構造を有するものであるため、新たに基準を整備する必要がある。
- ② 水道で広く用いられている合成樹脂管について、易燃性でない天井裏への設置等により、所期の性能が確保される。
- ③ 消防法令と水道法令の両方の適用を受けるスプリンクラー設備を設置する場合は留意が必要。

（小規模社会福祉施設に対応した自動火災報知設備）

- ① 住宅用火災警報器のように、感知器自体に警報機能を設けたものを自動火災報知設備の構成要素として位置づける。
- ② 個々の感知器の警報を連動させることにより、施設全体に火災の発生を報知することができるようにする。
- ③ 建物の規模や内部構造、利用形態等に鑑み、逃げ遅れ防止の観点から、特に重要と考えられる場所に感知器を設ける。

（小規模社会福祉施設に対応した消防機関へ通報する火災報知設備）

- ① 自動通報から通話機能への移行については、ハンズフリー機能により代替可能。
- ② 予備電源について、従来の火災通報装置に求める維持状態を確保できる場合は、乾電池で代替可能。

これらを踏まえ、平成20年12月26日に関係法令の改正が行われたが、このときに公布された「特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成20年総務省令第156号 以下「特定小規模施設省令」という。）において初めて「特定小規模施設」という用語が登場した。

5 特定小規模施設省令

「特定小規模施設」の定義は、特定小規模施設省令第2条第1号で規定されているが、条文を直接引用すると長くなるので、概略を以下に示す。

- ① 令別表第一(2)項ニに掲げる防火対象物で、延べ床面積が300㎡未満のもの
- ② 令別表第一(6)項ロに掲げる防火対象物で、延べ床面積が300㎡未満のもの
- ③ 令別表第一(16)項イに掲げる防火対象物のうち延べ床面積が300㎡未満でかつ、同表(2)項ニ又は(6)項ロの用途に供される部分の床面積が300㎡未満のもの。

ただし、①から③に該当する防火対象物であっても特定一階段等防火対象物については、その対象から除外されて

いる。これは、特定一階段等防火対象物については、別途規定されていることが多いため、重複して規制することを避ける法制実務的な理由によるものである。

(特定小規模施設用自動火災報知設備)

特定小規模施設に設置できる消防用設備等は、特定小規模施設省令第3条第1項において「特定小規模施設用自動火災報知設備」とされている。なお、特定小規模施設用自動火災報知設備は、自動火災報知設備に代えて設置可能なルートB設備として位置づけられているので、これによらずルートA設備としての自動火災報知設備を設置することも問題はない。

特定小規模施設用自動火災報知設備のシステム構成例については後で説明するが、全てのシステムに共通する事項としては次のようなものが挙げられる。

- ① 感知器の設置場所が、次の3箇所に限定されたこと。
(普通の自動火災報知設備は、感知器の設置を要しない場所のみが規定されており、それ以外の部分は全て感知器の設置が必要である。)(特定小規模施設省令第3条第2項第2項)
 - ・居室及び床面積が2㎡以上の収納室
 - ・倉庫、機械室その他これらに類する室
 - ・階段及び傾斜路、廊下及び通路等 ((2)項ニの場合のみ)
- ② 受信機の設置場所は、防災センター等又は火災表示を容易に確認できる場所とされたこと。(「特定小規模施設等自動火災報知設備の設置及び維持に関する技術上の基準(平成20年消防庁告示第25号)以下「特定小規模自火報告示」という。」第5.2)
- ③ 連動型警報機能付感知器※による構成で、警戒区域がーの場合には、受信機を設けないことができること。(特定小規模自火報告示第5.2)
- ④ 電源は電池を用いることができること。(特定小規模自火報告示第5.6)
- ⑤ 受信機を設置しないもののうち、連動型警報機能付感知器を用いる等一定の要件を満たすものについては、非常電源に電池を用いることができること。(特定小規模自火報告示第5.7)
- ⑥ 受信機を設置しないものについては、地区音響装置を設けなくてもよいこと。(特定小規模自火報告示第5.8)

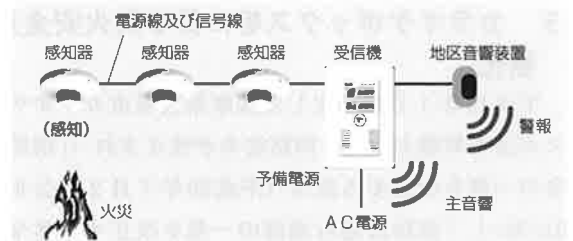
※ 連動型警報機能付感知器は、平成20年12月26日に改正された「火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令(昭和56年自治省令第17号)以下「感知器等規格省令」という。」により新たに位置付けられたものであるが、規則第23条第4項第7号の6において、一定の要件を満たさないものに

については、特定小規模施設用自動火災報知設備以外のものには使用できないこととなっている。この要件が、かなり厳しいものになっているので実態上は、特定小規模施設用自動火災報知設備に限定されていると考えても差し支えないと思われる。

(特定小規模施設用自動火災報知設備のシステム構成例)

上記特定小規模施設用自動火災報知設備の要件を踏まえると、システム構成例としては次のようなものが考えられる。また、平成21年3月に行われた感知器等規格省令等の改正により、自動火災報知設備(特定小規模施設用自動火災報知設備を含む)の感知器等に無線式のものを用いることが認められたので、例2のケースにおいて全て無線式のものを用いれば、配線工事を全く行うことなく特定小規模施設用自動火災報知設備を設置することが可能となった。

(例1) 受信機と警報機能付感知器を接続した通常の機器構成の場合



(例2) 電池電源の連動型警報機能付感知器を接続した場合



(例3) 電池以外の電源から電源供給される連動型警報機能付感知器を接続した場合



6 特定火災通報装置

小規模な社会福祉施設に設置する消防機関へ通報する火

災報知設備については、省令第25条第3項第3号において、電源に係る規定のみが定められているように見えるが、「火災通報装置の基準（平成8年消防庁告示第1号）以下「火災通報装置告示」という。」に更なる特例が規定されている。

火災通報装置告示では、令別表第一(6)項口に掲げる防火対象物のうち延べ面積500㎡未満のものに設ける「ハンズフリー通話機能を有する火災通報装置」を「特定火災通報装置」と定義付け、以下のような基準を定めている。

※ ハンズフリー通話機能…通常の火災通報装置は、送受話器を用いて蓄積音声情報を送出したり、通話したりするが、そのような動作を行うことなく、スピーカー及びマイクを用いて通話できるもの。

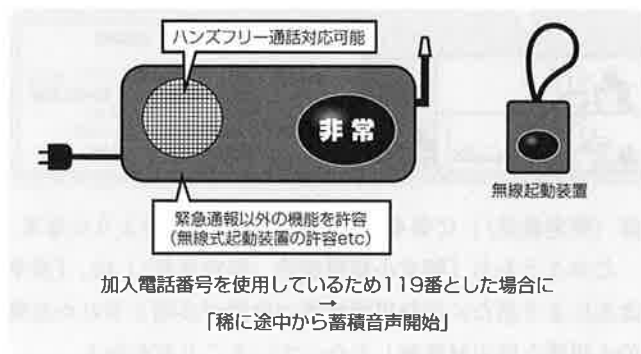
① 蓄積音声情報を送出した後、自動的にハンズフリー機能による通話ができること。（火災通報装置告示第三、8の2）

※ 通常の火災通報装置は、蓄積音声情報の送出後、消防機関側の操作により送出された呼び返し信号に応答することにより通話が可能となる。

② 通報中に電話回線が開放されないよう措置されていること。（火災通報装置告示第三、8の2）

特定火災通報装置は、高齢者等災害時要援護者が、急病等の緊急事態が発生した場合に簡易な操作で消防機関等に通報ができる「緊急通報装置※」の機能を活用したものであり、そのイメージは次のようなものである。

※ 緊急通報装置は、消防庁から発出された通知「緊急通報装置の取扱いについて（平成3年消防予第41号、消防救第25号）」にその基準が示されている。



特定火災通報装置のイメージ図

7 特定施設水道連結型スプリンクラー設備（設備の概要）

19年政令により、令別表第一(6)項口に掲げる防火対象物に対するスプリンクラー設備基準の強化が図られたが、検討会1及び検討会2の結果等を踏まえ、延べ床面積が

1,000㎡未満のものについては、スプリンクラー設備の配管が水道管に連結された「特定施設水道連結型スプリンクラー」設備の設置が可能とされた。

特定施設水道連結型スプリンクラー設備は、従来、一般住宅や共同住宅の住戸部分等に対する住宅防火対策の一環として開発された「住宅用スプリンクラー設備※」の機能を活用したものであり、その特徴を通常のスプリンクラー設備と比較する形で示すと次のようになる。

※ 住宅用スプリンクラー設備は、消防庁から発出された通知「住宅用スプリンクラー設備に係る技術ガイドラインについて（平成3年消防予第53号）」にその基準等が示されている。

| | 通常のスプリンクラー設備※1 | 特定施設水道連結型スプリンクラー設備 |
|----------------------|-------------------------------------|---|
| 放水量 | 80ℓ/分 (規則第13条の6第2項第1号) | 15ℓ/分（火災予防上支障があると認められる場合は30ℓ/分） (規則第13条の6第2項第2号) |
| 放水圧力 | 0.1MPa以上 (規則第13条の6第2項第1号) | 0.02MPa以上（火災予防上支障があると認められる場合は0.05MPa） (規則第13条の6第2項第2号) |
| スプリンクラーヘッドの設置を要しない場所 | — | 廊下、収納設備（2㎡未満のものに限る。）、脱衣所その他これらに類する場所 (規則第13条第3項第9号の2) |
| 水槽等 | 必要 (政令第12条第2項第4号) | 不要 (政令第12条第2項第4号) |
| 加圧送水装置 | 必要 (政令第12条第2項第6号) | 不要 (政令第12条第2項第6号) |
| 同時開放個数 | 10※2 (規則第13条の6第1項第1号) | 4 (規則第13条の6第1項第2号) |
| 制御弁 | 防火対象物の階ごとに必要 (規則第14条第1項第3号) | 防火対象物ごとに1個必要 (規則第14条第1項第3号) |
| 自動警報装置 | 必要 (規則第14条第1項第4号) | 自動火災報知設備により警報が発せられる場合は不要 (規則第14条第1項第4号) |
| 流水検知装置、呼水装置 | 必要 (規則第14条第1項第4号の2、第5号) | 不要 (規則第14条第1項第4号の2、第5号) |
| 末端試験弁 | 必要 (規則第14条第1項第5号の2) | 放水圧力及び放水力を測定できる場合は不要 (規則第14条第1項第5号の2) |
| 配管 | JISG3442等規則で定めるものを使用（規則第14条第1項第10号） | 告示で定めるものを使用 (規則第14条第1項第10号) |

※1 特定施設水道連結型スプリンクラー設備が設置できない社会福祉施設に設置されるもの
 ※2 地階を除く階数が10以下の防火対象物で高感度ヘッド以外を用いる場合

なお、スプリンクラー設備等の設置等に係る費用については、防火対象物の形態等により異なるため一概に言えないが、平成18年3月2日に開催された第3回の検討会1の資料を見ると、床面積500㎡弱の認知症高齢者グループホームに住宅用スプリンクラー設備や消防機関へ通報する火災報知設備等を設置する場合の費用として、新築の場合440万円とされているのに対し、通常のスプリンクラー設備を設置する場合には数千万円を要するとされている。

(スプリンクラー設備の設置に関する特例)

このように令別表第一(6)項口に掲げる防火対象物については、275㎡以上のものに対しスプリンクラー設備の設置が必要とされたが、19年政令等の公布に併せ発出された通知（「小規模社会福祉施設に対する消防用設備等の技術上の基準の特例について（平成19年消防予第231号）」以下「231号通知」という。）により、消防長等が政令第32条を適用し、スプリンクラー設備の設置を要しないとする際の考え方が示されている。

231号通知に示された要件は大きく4つであるが、その概要は右図のとおりである。

ただし、231号通知が適用できるのは275㎡以上1,000㎡未満のものに限られている。このため、19年政令により新たにスプリンクラー設備の設置が必要とされた1,000㎡以上の平屋建てのものについては、法令どおりスプリンクラー設備（特定施設水道連結型スプリンクラー設備ではない。）の設置が必要であったことから、1,000㎡以上の平屋建ての社会福祉施設等に設置するスプリンクラー設備の取り扱いに係る通知（「執務資料の送付について（平成20年消防予第314号）」以下「314号通知」という。）が別途発出された。

314号通知には、政令第32条を適用し「（スプリンクラー設備ではなく）特定施設水道連結型スプリンクラー設備を設置する際の考え方」と「スプリンクラー設備の設置を免除する際の考え方」が示されており、それぞれの要件の概要は次のとおりとなっている。

【(要件1) 特定施設水道連結型スプリンクラー設備を設置する際の考え方】

次のいずれかに適合するもの。

- ①延べ床面積1,000㎡ごとに防火区画されていること及び当該区画ごとに直接屋外に通ずる避難口があること。
- ②延べ床面積を1,000で除した数の介助者が確保されていること。

【(要件2) スプリンクラー設備の設置を免除する際の考え方】

要件1①に加え、次のいずれかに適合するもの。

- ①231号通知の要件1に該当するもの（階数並びに壁及び天井の仕上げに係る事項を除く）
- ②231号通知の要件2に該当するもの（階数並びに壁及び天井の仕上げに係る事項を除く）
- ③231号通知の要件4に該当するもの

8 特定小規模施設（特定施設）

1から7において解説してきた小規模福祉施設及びカラオケボックス等に係る防火安全対策のうち「特定小規模施設

(要件1) 夜間に要保護者のために必要な介助者が確保されているもの



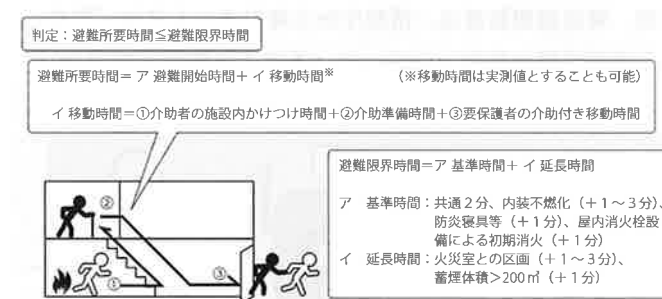
(要件2) 各居室から屋外等に容易に至ることのできるもの



(要件3) 共同住宅の一部を占有するもの



(要件4) 避難所要時間が避難限界時間を超えないもの



設（特定施設）」に係るものをまとめると次のようになる。

このことから「特定小規模施設（特定施設）」は、「法令改正により新たに消防用設備等の設置が必要とされた比較的小規模な防火対象物」となっていることがわかる。

| 対象設備 | 設置可能な防火対象物 | 位置付け |
|--------------------|--|--------|
| 特定小規模施設用自動火災報知設備 | 令別表第一(2)項二及び(6)項に掲げる防火対象物のうち述べ面積が300㎡未満のもの | ルートB設備 |
| 特定火災通報装置 | 令別表第一(6)項口に掲げる防火対象物のうち述べ面積が500㎡未満のもの | ルートA設備 |
| 特定施設水道連結型スプリンクラー設備 | 令別表第一(6)項口に掲げる防火対象物のうち述べ面積が1,000㎡未満のもの | ルートA設備 |

(K. I)